

平成25年5月10日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

人事委員会規則

○人事委員会規則7-1（給料等の支給）の一部を改正する規則…………… 1

人事委員会規則

人事委員会規則七-1（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七-1（給料等の支給）の一部を改正する規則

規則七-1（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（災害派遣手当等の支給）」に改め、同条中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。